

簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和7年4月3日

支出負担行為担当官

北海道開発局函館開発建設部長 赤川 裕志

1 業務概要

- (1) 業務名 白尻漁港臨港道路施工検討その他業務
(電子入札対象案件) (電子契約対象案件)
- (2) 業務内容 本業務は、白尻漁港における臨港道路の整備を円滑に進めるため、過年度の工事進捗状況を踏まえ早期の供用開始にむけ、令和8年度以降の事業実施に向けた施工検討、関係機関協議資料作成及び実施設計を行う。
本業務の主な内容は以下のとおりである。
 - 1) 現地踏査
 - 2) 資料収集整理
 - 3) 臨港道路における施工検討
 - (1) 工事スケジュールの検討
 - (2) 軟弱地盤対策に関する評価
 - ①軟弱地盤対策における評価
 - ②軟弱地盤解析
 - (3) 植栽検討
 - ①モニタリング調査
 - ②調査結果整理
 - ③植栽検討
 - (4) 関係機関協議資料作成
 - ①ライフライン関係 (函館市給水管、電気、通信事業者)
 - ②土捨場関係 (函館市)
 - ③植生復元関係 (函館市)
 - ④地域住民説明資料
 - ⑤道路維持管理マニュアル (案) の作成
 - 4) 実施設計
 - 5) 報告書作成
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月19日まで
- (4) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

- (5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。
- (6) 本業務は、実務経験の少ない技術者（以下「若手技術者」という。）を管理技術者として配置する場合には、若手技術者の技術力向上を図るため、若手技術者を補助する技術者（以下「補助技術者」という。）を配置し、管理技術者の能力等に代えて、補助技術者の能力等を評価対象とする「管理補助技術者」の試行対象業務である。

2 参加資格

技術提案書の提出者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は(2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

(1) 単体企業

- ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- イ 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。
- ウ 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- エ 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（説明書参照）
- オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 設計共同体

(1)に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和7年4月3日付け北海道開発局長）に示すところにより、白尻漁港臨港道路施工検討その他業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の決定を受けているものであること。

なお、設計共同体の競争参加資格に関する公示は、北海道開発局ホームページに掲載する（下記アドレス参照）。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/ud49g7000000zi04.html>

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 参加表明者の経験及び能力
- (2) 配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況
- (3) 当該業務の実施体制

4 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定の技術者の経験及び能力

配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績

- (2) 業務の実施方針、実施フロー、工程表
業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程表の妥当性
- (3) 評価テーマに関する技術提案

5 手続等

(1) 担当部局

〒040-8501 北海道函館市大川町1-27

北海道開発局函館開発建設部 契約課 上席専門官

電話 0138-42-7532 (直通) 電子メール hkd-hk-nyusatsu@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び交付方法

令和7年4月3日(木)から令和7年5月20日(火)までの行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く毎日、9時00分から17時00分(最終日は12時00分)まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

(3) 参加表明書の受領期限、提出先及び提出方法

令和7年4月3日(木)9時00分から令和7年4月15日(火)12時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便(提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出すること。提出先は上記5(1)に同じ。

(4) 技術提案書の受領期限、提出先及び提出方法

令和7年4月30日(水)9時00分から令和7年5月20日(火)12時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便(提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出すること。提出先は上記5(1)に同じ。

6 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(3) 上記2(1)イに掲げる一般競争(指名競争)参加資格の申請を受理されていない単体企業又は2(2)に掲げる設計共同体としての資格の決定を受けていない者(一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。)も上記5(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出期限において、当該資格の決定を受けていなければならない。

(4) 技術提案書に関するヒアリングを行う場合がある。

(5) 詳細は説明書による。